

大阪成蹊女子高等学校 クラブ活動に係る活動方針

平成31年4月1日

1. クラブ活動の目的および位置付けについて

- (1) クラブ活動は、本校の教育活動および生徒会活動の一環として実施する。
- (2) 各クラブは、その研究、趣味を通じて生徒会の目的を遂行するためにあるので、その性質上、文化部又は体育部のいずれかに所属される。(本校生徒会会則より抜粋)

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画ならびに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行なう。
- (2) 年間の活動計画を4月25日までに学校に提出する。
- (3) 毎月の活動計画を前月の25日までに学校に提出する。
- (4) クラブ顧問は原則として、各クラブに2名以上配置する。また、各クラブに1名以上の専任教員をおく。

3. 休養日の設定について

- (1) 休養日は年間で合計104日以上設定する。
- (2) 休養日は週あたり1日以上設定する。
- (3) 週末の休養日は、原則として月あたり2日以上となるよう設定する。
- (4) 長期休暇中については、ある程度連続した休養期間を設定する。

4. 活動時間の設定について

- (1) 学期中の週あたりの総活動時間は16時間以内とする。
- (2) 公式戦やコンクール等の1週間前に限り、総活動時間延長願を提出すれば、週当たりの総活動時間の延長を申し出ることができる。
- (3) 顧問が把握していない自主練習は認めない。ただし自主練習は総活動時間に含まない。
- (4) クラブ活動に必要な準備・片付けの時間は、総活動時間に含まない。
- (5) 合宿中の活動時間については、生徒の健康管理に十分配慮して設定する。また、合宿後に休養日を設定し、過度の負担にならないよう配慮する。

5. 指導について

- (1) 部活動の指導にあたっては、適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) 熱中症対策として、熱中症予防ガイドブック*を参考にクラブ活動を行ない、熱中症予防につとめる。 ※公益財団法人 日本体育協会発行

6. その他

- (1) 下校時間を厳守する。
- (2) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的を実施する。施設・設備に不備がある場合は、ただちに学校へ報告する。
- (3) 本活動方針は、平成31年4月1日より実施する。